

鳥取県告示第644号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業期間 平成22年11月12日から平成23年3月25日まで
- 3 作業地域 倉吉市、八頭郡智頭町及び東伯郡三朝町